

ソウル市障害者人権センター（SEUOL center for the rights of persons with disabilities）
視察報告（視察日 平成 26 年 6 月 4 日）

得重貴史

センター常勤のキム・イエ・ヨン弁護士（Kim, Ye won）に應對をしていただいた。

（１） ソウル市障害者人権センターとは

ソウル特別市障害者人権増進に関する条例（平成 23 年施行）第 8 条に基づき、障害者人権増進事業活性化の為に設立された施設である。業務としては①障害者の人権侵害についての相談、②障害者の人権差別関連調査及び救済、③障害者の人権増進のための教育プログラムの開発を行う（同施行規則第 3 条 1 項）。同センターには常勤の者が 4 名（うち 1 名は弁護士）及び非常勤のセンター長により構成されている。

（２） 特色

センターの規模自体はさほど大きいとは言えないものの、市が設立した施設であるため、市の関係各機関と連携をとることが可能である。したがって、裁判における救済よりもより広く、よりバリエーションに富んだ解決法を提供する事が可能である。

すなわち、センターは障害に関わる人たちにとっての「ワンストップサービス」となっている。

（３） 救済について

ア 相談事業

基本的には、電話・FAX・メールで相談を受け、深刻な相談内容であれば現地に赴いて調査を行う（受付時間は基本的には 9：00～18：00）。なお、常勤弁護士が抱える件数は、1 か月で 50～60 件ほどである。

また、定期的に、ソウル市の 4 地点において無料法理相談会を開催している。

イ 調査

相談を受け、調査が必要と判断した場合は、常勤弁護士が調査に行く。なお、条例施行規則上、センターにも調査権限が与えられている（同規則 3 条 2 項）。もっとも、法律上の抵触のリスク回避の為、強制調査の際には市の職員を同行して行う。

ウ 救済

まずは、常勤弁護士等が人権侵害等を行っている者に対し交渉を行う。場合によっては、訴訟に発展することもある。その場合、人権侵害事件等に関しては基本的に無料で行う。

また、人的・物的な支援が不十分という侵害状態の場合、市と連携してできるだけ多

くのサービスを提供するように調整を図っている。

(4) 教育事業

公の機関の公務員や、会社の新入生等に対し、人権侵害予防教育を行っているほか、施設従業者への教育も行っている。「脱施設」に関しての教育も行っている。

(5) その他

センターの資金は全てソウル市から支出されている。

常勤弁護士の任期は3年。報酬は300万ウォン／月程度（Kimさんによれば一般的な弁護士は500万ウォン程度）。

常勤弁護士以外のスタッフ（平成26年6月時点）は、一人は国家人権委員会で調査を携わった者、もう一人は障害者新聞の元記者である。各人がオーナーシップをもって動いている。

(6) 最後に

キムさんには日本語のレジュメを作成いただき、これに沿ってご説明いただいた。

キムさんによれば、韓国にはソウル市以外（杭州など8か所）にもこうした施設はあるが、まだまだ不充足であるとのことである。

日本では事実上任意団体が障がいに関するワンストップサービスを提供している部分があるが、ぜひ公的なワンストップサービスを取り入れていただきたい。

なお、障害のある人たちが作った工芸品・石鹸等が販売されており、土産としてこれらを購入した。

以上